

市第 128 号議案

横浜市老人福祉施設条例の一部改正

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

「

養護老人ホーム	横浜市恵風ホーム	横浜市保土ヶ谷区
---------	----------	----------

」

を削る。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市恵風ホームを廃止するため、横浜市老人福祉施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市老人福祉施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。

）第15条の規定に基づき、本市に老人福祉施設（以下「施設」という。）を次のように設置する。

種 類	名 称	位 置
(省 略)		
養護老人ホーム	横浜市恵風ホーム	横浜市保土ヶ谷区
(省 略)		